

東京都縮尺 1 / 2 , 5 0 0 地形図の利用の手引

平成3年度版

(区部、島しょ部)

官公署等 (国・地方自治体・学校編)

※重要なお知らせ※

- 東京都と株式会社ミッドマップ東京は、「第4次 東京都縮尺 1/2, 500 地形図更新事業に関する基本協定」(平成29年11月締結)に基づき官民共同事業により、区部及び島しょ部における「東京都縮尺 1/2, 500 地形図 (令和3年度版)」を作成しました。この「東京都縮尺 1/2, 500 地形図の利用の手引」は令和3年度版地形図 (区部、島しょ部) をご利用する際の手引になります。

令和8年3月

株式会社ミッドマップ東京

目次

1. 地形図の利用の手引きについて	1
1-1 問い合わせ先及び申請書の提出先	2
1-2 地形図の内容を確認したい方へ	3
1-3 個人情報の取扱いについて	3
2. 用語の定義	4
2-1 「地形図」とは	4
2-2 「複製物」とは	4
2-3 「主題図」とは	5
2-4 「二次的加工物」とは	5
2-5 「二次的著作物」とは	5
2-6 「結合著作物」とは	5
2-7 「地形図等」とは	5
2-8 「測量」とは	6
2-9 「利用者」・「申請者」とは	7
2-10 「内部利用」とは	8
2-11 「刊行」とは	9
2-12 「第三者刊行」とは	9
2-13 「公衆送信」とは	9
2-14 「外部掲示」とは	10
2-15 「貸与」とは	11
2-16 「コピーサービス」とは	11
2-17 「出力サービス」とは	11
2-18 「第三者転用の許諾」とは	12
3. 製品仕様について	13
3-1 製品仕様書について	13
3-2 データ変換における使用上の注意点	13
4. 地形図の利用手続	14
4-1 利用の範囲	14
4-2 申請の適用	16
4-3 申請方法について	18
4-3-1 申請について	18
4-3-2 申請手続の流れ	19
4-3-3 「地形図」の提供について	22
4-3-4 複数の利用（刊行、公衆送信及び外部掲示等）を同時計画している場合について	22

4-3-5	シリーズものの刊行等を計画している場合について.....	22
4-3-6	第三者へ地形図を貸与する場合について.....	23
4-3-7	利用許諾承認書の記載事項と異なる利用を行う場合について.....	23
4-3-8	情報ルームなどのコピーサービスの取り扱いについて.....	24
4-3-9	オンデマンド式出力サービスの取り扱いについて.....	24
5.	利用許諾条件.....	25
5-1	利用許諾条件.....	25
5-2	第三者へ二次的加工物を提供する場合の注意事項.....	27
5-3	「地形図」と「主題情報」が分離できないものとは.....	27
5-4	利用許諾承認の取消し.....	27
5-4-1	利用許諾の承認取消しされる行為とは.....	27
5-4-2	利用許諾の承認取消手続.....	28
6.	利用料金.....	29
6-1	利用料金に関する基本事項.....	29
6-2	地形図の利用料金.....	30
6-3	使用料.....	31
6-4	補償金.....	32
6-5	実費.....	34
7.	保証及び免責・賠償等.....	35
7-1	保証及び免責事項.....	35
7-2	賠償責任.....	35
7-3	紛争処理.....	35

1. 地形図の利用の手引きについて

「東京都縮尺 1/2, 500 地形図（令和 3 年度版）」（以下これらを称して「地形図」という。）は、東京都都市整備局（以下「東京都」という。）と株式会社ミッドマップ東京（以下「ミッドマップ東京」という。）の官民共同事業によって作成された都市計画基本図（公共測量成果）です。

表 1 東京都縮尺 1/2,500 更新事業の概要

地形図の名称	東京都縮尺 1/2, 500 地形図（令和 3 年度版）
共同事業名	第 4 次 東京都縮尺 1/2, 500 地形図更新事業
事業期間	平成 29 年度～令和 3 年度
整備範囲	23 区、島しょ部

この地形図は、東京都とミッドマップ東京の共同著作物であるため、ご利用の際は東京都とミッドマップ東京に対し『著作権法に基づく利用許諾の承認申請』が必要となります。

また、公共測量成果でもあるため、測量計画機関である東京都に対し『測量法に基づく複製・使用承認申請』が必要となります。

申請にあたっては、使用者の種別、利用する地形図、利用方法及び利用目的により、手続方法、許諾条件、利用料金及び様式が異なります。本手引きに記載されている申請手続の流れをご確認の上、本手引書に従って、申請いただきますようお願い申し上げます。

この利用の手引書は、官公署等（国・地方自治体・学校編）です。

東京都の区市町村は、「官公署等（東京都区市町村編）」となります。ご注意ください。

1-1 問い合わせ先及び申請書の提出先

申請に関する問い合わせ及び申請受付については、次のとおりです。

申請窓口（コールセンター：申請内容の事前確認）

株式会社ミッドマップ東京 コールセンター

住所 〒153-0064 東京都目黒区下目黒 1-7-1

電話 03-5435-3698 FAX 03-5435-3699

Eメールアドレス midmap@midmap-t.co.jp

ホームページ <https://www.midmap-t.co.jp/>

受付時間 午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで

（土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く）

申請書提出先（コールセンターに申請書の確認を受けた後、正式版の提出先）

著作権法に基づく利用許諾承認申請書の提出先

株式会社ミッドマップ東京 著作権担当係 宛

住所 〒153-0064 東京都目黒区下目黒 1-7-1

電話 03-5435-3698 FAX 03-5435-3699

Eメールアドレス midmap@midmap-t.co.jp

ホームページ <https://www.midmap-t.co.jp/>

受付時間 午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで

（土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く）

測量法に基づく複製・使用承認申請書の提出先（必要な場合）

東京都都市整備局都市基盤部交通企画課 事業調整担当 宛

住所 〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1

電話 03-5388-3282 FAX 03-5388-1354

Eメールアドレス S0000178@section.metro.tokyo.jp

受付時間 午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで

（土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く）

1-2 地形図の内容を確認したい方へ

申請する前に「地形図」のデータ等の内容を確認したい場合には、ミッドマップ東京の施設内で「数値地形図データファイル」及び「構造化データファイル」を閲覧することが出来ます。

ミッドマップ東京にあらかじめお申込みいただければ、閲覧可能な日時をお知らせします。

1-3 個人情報の取扱いについて

東京都及びミッドマップ東京は、本利用の申請に関連し知り得た個人情報について、「東京都個人情報の保護に関する条例」（平成2年東京都条例第113号）に基づいて取り扱います。

なお、申請書等に記載された内容（個人情報を含む）については、「地形図」の利用許諾に関する管理にのみ使用し、他の目的で使用することはございません。ただし、コールセンターに問い合わせ及び申請された内容については、地形図の共有著作権を有する東京都に報告されます。

2. 用語の定義

本利用の手引きにおいて使用する用語の定義は、測量法（昭和 24 年法律第 188 号）、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）及びその関係法令、東京都公有財産規則（昭和 39 年東京都規則第 93 号）、東京都著作権取扱要綱（平成 10 年 7 月 10 日 10 財管総第 50 号）、並びに基本協定書に明示されるものの他、次の各項において定めるところによります。

2-1 「地形図」とは

「東京都縮尺 1/2,500 地形図（令和 3 年度版）」である次のデジタルデータ（①・②）をいいます。

【東京都縮尺 1/2,500 地形図（令和 3 年度版）】

- ① 数値地形図データファイル及び同説明書（図名表を含む。）
- ② 構造化データファイル及び同説明書（図名表を含む。）

2-2 「複製物」とは

著作権法第 2 条第 1 項第 15 号に定める複製行為により作成されたものをいい、次のフォーマット変換及び編集並びに軽微な変更については地形図の複製物として取り扱うものとします。

【地形図の複製物として取り扱うもの】

- ① 地形図のフォーマット形式を変換したもの
- ② 地形図を単に拡大及び縮小編さんしたもの
- ③ 地形図を構成する面、線、点又は注記からなる要素を項目単位で抽出及び削除したもの
- ④ 地形図の一部を面的に抽出又は削除したもの
- ⑤ 地形図を構成する面、線、点又は注記からなる要素に軽微な加除及び修正が加えられているが、地形図と同一と判断できるもの

著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

～略～

十五 複製 印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により有形的に再製することをいい、次に掲げるものについては、それぞれ次に掲げる行為を含むものとする。

イ 脚本その他これに類する演劇用の著作物 当該著作物の上演、放送又は有線放送を録音し、又は録画すること。

ロ 建築の著作物 建築に関する図面に従って建築物を完成すること。

～略～

2-3 「主題図」とは

都市計画図、土地利用図、地質図、植生分布図、湖沼図、ハザードマップ、浸水想定区域図などの特定のテーマ（主題）に関するデータ（以下「主題データ」という。）を表現した地図をいいます。

2-4 「二次的加工物」とは

「地形図」又は「空中写真」を加工して作成されたものをいい、「二次的著作物」及び「結合著作物」から成ります。

2-5 「二次的著作物」とは

著作権法第2条第1項第11号に定める著作物であり、「地形図」又は「空中写真」を加工して作成された二次的加工物のうち、次の①又は②に該当するものをいう。

【二次的著作物として取り扱うもの】

- ① 地形図と主題データが分離不可能な状態に合成され元の「地形図」に戻せないもの
- ② 地形図を構成する面、線、点又は注記から成る要素を著しく変形させ元の地形図に復元できないもの

著作権法

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

～略～

十一 二次的著作物 著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案することにより創作した著作物をいう。

～略～

2-6 「結合著作物」とは

「地形図」及び「空中写真」を加工して作成された二次的加工物のうち、次の①から③に該当するものをいいます。

- ① 「地形図」及び「空中写真」を背景に主題情報を階層（レイヤー）状に重ねたもの
- ② 「地形図」の全て又はその一部を地形図以外のもの（測量図等）と面的に置き換えたもの
- ③ 「地形図」とその他の著作物が物理的に、分離することが可能なもの

2-7 「地形図等」とは

「地形図」とその複製物や二次的加工物をいいます。

2-8 「測量」とは

測量法第3条に定めるものであり、本手引においては測量法第34条に基づく「作業規程の準則」に明示される各測量を対象とします。ただし、公共測量に該当しない規模の測量であっても、本手引では測量に供するものとして測量法に基づく複製・使用申請が必要となります。

【作業規程の準則に明示されている測量】

- ① 第2編 基準点測量：基準点測量、レベル等による水準測量、GNSS測量機による水準測量、復旧測量
- ② 第3編 地形測量及び写真測量：現地測量、地上レーザ測量、車載写真レーザ測量、UAV写真測量、空中写真測量、既成図数値化、修正測量、写真地図作成、航空レーザ測量、地図編集、基盤地図情報の作成
- ③ 第4編 三次元点群測量：地上レーザ点群測量、UAV写真点群測量
- ④ 第5編 応用測量：路線測量、河川測量、用地測量、その他の応用測量

測量法（昭和24年法律第188号）

（測量）

第三条 この法律において「測量」とは、土地の測量をいい、地図の調製及び測量用写真の撮影を含むものとする。

作業規程の準則（制定昭和26年8月25日建設省告示第800号）

第5編 応用測量

～略～

第5章 その他の応用測量

（要旨）

第619条 「その他の応用測量」とは、第2章から前章までの適用を受けない主題図データファイルを作成する作業をいう。

2 「主題図データファイル」とは、地域に分布する自然及び人文現象を、目的に応じた規則により分類処理し、必要に応じて現地調査を行い、その結果をまとめて表示したデータをいう。

3 主題図は、土地利用図、地質図、植生分類図、湖沼図、ハザードマップ、浸水想定区域図等をいい、原則として既成の基図データを使用して作成する。

～略～

（作業内容）

第622条 主題図データファイルの作成は、その目的に応じて実施するものとし、次の工程を標準とする。

- 一 基図データ、各種地図データ、空中写真、航空レーザ計測データ、属性情報及びその他必要な資料の収集
- 二 計測基図の作成及び数値データ化
- 三 構造化及び属性データの付与
- 四 主題図データファイル作成

～略～

2-9 「利用者」・「申請者」とは

「利用者」は次の①から②までの者をいい、「申請者」は次の②の申請を行う者をいいます。

①共有著作権者

②著作権法第 63 条に基づく利用許諾の承認と、測量法第 43 条に基づく複製承認又は同法第 44 条に基づく使用承認を受けた者

著作権法

(著作物の利用の許諾)

第六十三条 著作権者は、他人に対し、その著作物の利用を許諾することができる。

2 前項の許諾を得た者は、その許諾に係る利用方法及び条件の範囲内において、その許諾に係る著作物を利用することができる。

3 利用権（第一項の許諾に係る著作物を前項の規定により利用することができる権利をいう。次条において同じ。）は、著作権者の承諾を得ない限り、譲渡することができない。

4 著作物の放送又は有線放送についての第一項の許諾は、契約に別段の定めがない限り、当該著作物の録音又は録画の許諾を含まないものとする。

5 著作物の送信可能化について第一項の許諾を得た者が、その許諾に係る利用方法及び条件（送信可能化の回数又は送信可能化に用いる自動公衆送信装置に係るものを除く。）の範囲内において反復して又は他の自動公衆送信装置を用いて行う当該著作物の送信可能化については、第二十三条第一項の規定は、適用しない。

測量法

(測量成果の複製)

第四十三条 公共測量の測量成果のうち図表等を測量の用に供し、刊行し、又は電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとるために複製しようとする者は、あらかじめ、当該測量成果を得た測量計画機関の承認を得なければならない。

(測量成果の使用)

第四十四条 公共測量の測量成果を使用して測量を実施しようとする者は、あらかじめ、当該測量成果を得た測量計画機関の承認を得なければならない。

2 測量計画機関は、前項の承認の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、その承認をしなければならない。

一 申請手続が法令に違反していること。

二 当該測量成果を使用することが測量の正確さを確保する上で適切でないこと。

3 第一項の承認を得て測量を実施した者は、その実施により得られた測量成果に公共測量の測量成果を使用した旨を明示しなければならない。

4 公共測量の測量成果を使用して刊行物を刊行し、又は当該刊行物の内容である情報について電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとろうとする者は、当該刊行物にその旨を明示しなければならない。

2-10 「内部利用」とは

「内部利用」とは、利用者が管理・借用する施設及び場所内において利用する行為をいいます。内部利用で利用する行為には、特定の第三者に対し提供する行為を含みます。

ただし、「測量法第29条の規定に基づく承認取扱要領の運用及び解釈」第2条関係第2項で明示されている「複製により得られる成果（以下「複製品」という。）が測量成果としての正確さを要しないもの」に該当する場合には、内部利用として取り扱うものとし、学会やイベントなどの講演要旨集などの資料や学術雑誌へ掲載する行為は、使用の規模に関係なくこれに該当するものとして取り扱います。

【特定の第三者に対し提供する行為】

- ①都市計画審議会等の会議において、学識経験者や議員に提供する行為
- ②行政書類及び各種申請書類等の添付資料として、行政機関に提出する行為
- ③住民説明会において、名簿等により出席者を特定できる場合に、住民に提供する行為

測量法第29条の規定に基づく承認取扱要領（令和元年11月1日付国土地理院通達第17号）

（承認が必要な複製）

第2条 法第29条に規定する「測量の用に供し、刊行し、又は電磁的方法であって国土交通省で定めるものにより不特定多数のものが提供を受けることができる状態に置く措置」には、次号に掲げるものが該当するものとする。

- 一 測量を実施する者に対して、測量成果を提供するために複製するもの
 - 二 有償であるか又は無償であるかを問わず、複製した測量成果及びそれを含む情報を書籍、パンフレット又はCD-ROMその他のもので不特定多数の者に対し発行するもの
 - 三 電気通信回線を通じてインターネット又は電子メールその他の方法により、複製した測量成果及びそれを含む情報を公表し、不特定多数の者がそれらを閲覧又は入手できる状態に置くもの
- 2 前項の場合において、複製により得られる成果（以下「複製品」という。）が測量成果としての正確さを要しないものは、同項各号に掲げるものから除くものとする。

測量法第29条の規定に基づく承認取扱要領の運用及び解釈（以下「（運）」とする。）

第2条関係

- 1 要領第2条第1項でいう「複製」の事例を、次に示す。
 - 一 測量成果をコピー、スキャン等で複製したものを、単に背景として用いるもの
 - 二 測量成果の一部の情報を間引いたり、独自情報を付加するだけのもの
 - 三 測量成果の情報を読み取って、作り変えることはしないもの
- 2 要領第2条第2項でいう「複製により得られる成果（以下「複製品」という。）が測量成果としての正確さを要しないもの」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
 - 一 書籍及びパンフレットへの地図の挿入（地図帳及び折込み地図を除く。）
 - 二 緯度経度等の位置座標のない複製品のみ作成（一部の場合を除く。）
 - 三 前各号に掲げるものに準ずるもの
- 3 前項第二号の「一部の場合」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。
 - 一 国土の管理に関わる地図情報（管内図、各種公共事業計画・施設管理図、ハザードマップ、その他防災関係マップ等）を作成する場合

- 二 国土地理院の地図に元々記載されているもの（地形（等高線、海岸線及び河川）、道路、地名、行政界ほか）を、実質的に異なる表記に変更する場合。ただし、記載の削除のみの場合を除く。
 - 三 販売されている国土地理院の刊行物（紙地図を含む。）と比較して、一見して違いが明確に判別できない場合
 - 四 前各号に掲げる場合に準ずる場合
- 4 要領第 2 条第 1 項第二号でいう「不特定多数の者に対し発行するもの」及び同項第三号でいう「不特定多数の者がそれらを読覧又は入手できる状態に置くもの」とは、次に掲げるもの以外の複製をいう。
- 一 私的利用、社内、サークル、同好会、学校その他教育機関等の組織内での複製
 - 二 特定の者に対して提出する申請書、報告書等の添付資料や説明資料としての複製
 - 三 論文又は試験問題に利用するための複製
 - 四 一時的な資料として利用するための複製
 - 五 前各号に掲げる複製に準ずる複製

～略～

2-1 1 「刊行」とは

測量法第 29 条の規定に基づく承認取扱要領第 2 条第 1 項 2 号に規定する行為をいいます。

測量法第 29 条の規定に基づく承認取扱要領

（承認が必要な複製）

第 2 条 法第 29 条に規定する「測量の用に供し、刊行し、又は電磁的方法であって国土交通省で定めるものにより不特定多数のものが提供を受けることができる状態に置く措置」には、次号に掲げるものが該当するものとする。

～略～

- 二 有償であるか又は無償であるかを問わず、複製した測量成果及びそれを含む情報を書籍、パンフレット又は CD-ROM その他のもので、不特定多数の者に対し発行するもの

～略～

2-1 2 「第三者刊行」とは

前項の「刊行」のうち、利用者以外の第三者が発行する刊行物に掲載する行為をいいます。

【第三者刊行の例】

- ・ A が、A の作成した〇〇図を、B の出版する書籍や新聞等へ、掲載を依頼する場合

2-1 3 「公衆送信」とは

著作権法第 2 条第 1 項第 7 号の 2 に規定する行為であり、測量法第 29 条の規定に基づく承認取扱要領第 2 条第 1 項第 3 号に該当する行為を含みます。

【公衆送信の例】

- ・ Aが作成した〇〇図を、Aのホームページに公開する場合

著作権法

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

～略～

七の二 公衆送信 公衆によつて直接受信されることを目的として無線通信又は有線電気通信の送信（電気通信設備で、その一の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（その構内が二以上の者の占有に属している場合には、同一の者の占有に属する区域内）にあるものによる送信（プログラムの著作物の送信を除く。）を除く。）を行うことをいう。

～略～

測量法第 29 条の規定に基づく承認取扱要領

(承認が必要な複製)

第 2 条 法第 29 条に規定する「測量の用に供し、刊行し、又は電磁的方法であつて国土交通省で定めるものにより不特定多数のものが提供を受けることができる状態に置く措置」には、次号に掲げるものが該当するものとする。

～略～

三 電気通信回線を通じてインターネット又は電子メールその他の方法により、複製した測量成果及びそれを含む情報を公表し、不特定多数の者がそれらを閲覧又は入手できる状況におくもの

～略～

2-14 「外部掲示」とは

車内及びターミナル内の交通広告物並びに屋外広告物に地図を掲示する行為、又はターミナル内に設置された商業の案内板及びモニター、タッチパネル式電子端末等に地図を掲示する行為をいいます。

ただし、地形図や電子地図（製品版）の出力図又は出力図を基に作成した二次的著作物を仮設（看板及び囲い）物に貼り付けて一時的に表示する行為などは内部利用として取り扱います。

【外部掲示の例】

- ・ 車両、駅、空港などのターミナルに設置されている案内板やタッチパネル式の電子案内端末
- ・ 利用者以外の第三者が管理する土地内や建物の側面・屋上などに設置する野外広告物
- ・ 駅舎内や車両内の交通広告物

【外部であるが内部利用として取り扱う類似行為】

- ・ 利用者と管理者が一致する場合における、公園や道路上の掲示板へ掲示及び案内板の設置
- ・ 一時的な案内板（道路工事の回路を示す仮設案内板など）の設置
- ・ イベントや調査などの一環として一時的に地形図等を路上等に掲示する行為

2-15 「貸与」とは

利用者が「地形図等」を利用者以外の第三者に貸し与える行為をいいます。

【貸与の例】

- ・委託業務の為に、(株)〇〇〇〇へ数値地形図データを貸し出す

2-16 「コピーサービス」とは

官公署等が共同著作物を基に作成した二次的著作物の一部分を、同施設内のデジタル複写機（以下「コピー機等」という。）にて官公署等の職員が複製の上、来庁者に有償で提供する行為又は来庁者が有料のコピー機等にて自ら複製する行為で、かつ次の各号の全てに該当するものとします。

- ①コピー機が、官公署等の施設内に設置されていること。
- ②コピー料金が1枚当たり白黒の場合で10円以下、カラーの場合20円以下であること。ただし、料金の内訳に用紙等の消耗品及びコピー機の保守費等の経費以外の手数料が含まれていないことをミッドマップ東京に証明することができる場合には、これに限りません。
- ③プリンター、プロッター等（以下「デジタル出力機等」という。）で新たに出力したものでないこと。

【コピーサービスの例】

- ・コピー機が設置されている〇〇市の『情報コーナー』の棚に、〇〇図を陳列し、来庁者が自由にコピーできるもの

2-17 「出力サービス」とは

利用者以外の第三者が必要とする住所周辺の主題図を、自ら又は利用者の職員がパーソナルコンピュータ等（以下「PC等」という。）を操作して、デジタル出力機等により有償で出力するサービスをいいます。これら出力サービスによる「地形図等」の提供は、「刊行」として取り扱うものとします。

なお、出力サービスの料金が1枚当たり白黒の場合で10円以下、カラーの場合20円以下である場合、同出力サービスはコピーサービスと同等のものを見なします。

【出力サービスの例】

- ・来庁者が指定する住所周辺の〇〇図を、窓口職員がパソコンを使ってプリンター印刷し、その場で来庁者へ提供するもの
- ・タッチパネル式等の受付端末を設置し、来庁者自身が操作し、自分の指定する住所周辺の〇〇図を印刷し、入手できるもの
- ・「オンデマンドサービス」と称されるもの全般

2-18 「第三者転用の許諾」とは

利用者の作成した二次的著作物を、利用者以外の第三者に対しその利用（転用）を許諾する行為をいいます。

【第三者転用の許諾の例】

- ・地形図を利用してAが作成した〇〇マップに、Bが自分の独自情報を追加して、Bのマップとして刊行することに対し、ミッドマップ東京がBに地形図の利用許諾の承認をする行為

3. 製品仕様について

3-1 製品仕様書について

数値地形図データファイル及び構造化データファイルの製品仕様の詳細については、「数値地形図データファイル製品説明書」又は「構造化データファイル製品説明書」をご覧ください。

製品説明書は、当社のホームページからダウンロードすることができます。

3-2 データ変換における使用上の注意点

数値地形図データファイル及び構造化データファイルを CAD 等のベクトルデータに変換する際、フォーマットの設定を間違えると正しく変換できないことがあります。ご使用になるソフトウェアの取り扱い説明書をご確認ください。

DM フォーマットと拡張 DM フォーマットの詳細については、国土地理院のホームページ等でご確認ください。また、使用されるソフトウェアの適用については、ソフトウェア開発元にご確認ください。

4. 地形図の利用手続

4-1 利用の範囲

申請者の「地形図」の利用範囲については、表2に示すとおりとなっています。表中に“可”を表記されているものについては、著作権法に基づく利用許諾の承認を得ることにより、利用することが可能となります。

なお有償の刊行、第三者刊行、有償の公衆送信及び有償の外部掲示（以下「刊行等」という。）を行う場合には、使用料（第6. 「利用料金」を参照）をミッドマップ東京へ支払うことが必要となります。

表2 地形図における申請者の利用範囲

区分	提供方法	官公署等 (学校を除く)	学校(注)	
地形図及び複製物	内部利用	可	研究・教育（授業等）に限定	
	刊行	可（条件1・条件2）	不可	
	第三者刊行 (掲載を依頼する場合)	不可		
	公衆送信			
	外部掲示			
	貸与	可（条件3）		
地形図の二次加工物（主題図）	（地形図が分離できる場合） 結合著作物	内部利用	可	可（条件8・条件9）
		刊行	可（条件4）	可（条件4・条件8）
		第三者刊行 (掲載を依頼する場合)		
		公衆送信		
		外部掲示		
		第三者転用の許諾	可（条件5）	
	貸与	地形図部分について再申請により可	地形図部分について再申請により可（条件9）	
	（地形図が分離できない場合） 二次的著作物	内部利用	可	可（条件8・条件9）
		刊行		可（条件8）
		第三者刊行 (掲載を依頼する場合)		
		公衆送信		
		外部掲示		
		第三者転用の許諾	可（条件6）	
貸与		可（条件7） ※申請は不要	可（条件7・条件8） ※申請は不要	

注：学校の場合は研究目的及び教育目的とした利用に限定しています。それ以外の目的での場合は、官公署等以外（民間）と同じになります。利用の範囲及び利用料金については、利用の手引（民間編）を参照願います。

条件1：地形図を利用する者が、地形図の刊行を事業として行う場合（ただし、事業者が紙地図事業を行わない場合に限る。）、利用を認める。

条件2：都に隣接する自治体が都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく都市計画基本図（地形図）を作成する場合に限り利用を認める。

条件3：官公署等の委託業務に限り貸与することができます。ただし、申請者は当該委託業務の「著作物の利用誓約書（様式5）」写しをミッドマップ東京へ提出しなければなりません。

条件4：第三者からの権利侵害に対して、適切な措置が執られており、ミッドマップ東京の確認を得ているものに限る。権利侵害に対する適切な措置とは、次のいずれかの措置とする。

①紙出力されたものであること。

②デジタルによる地図をCD又はDVDで第三者へ提供する場合は、データファイルに暗号処理を施し、かつ電子媒体自体に複製防止（いわゆる「コピーガード」）又は暗号化処理等が施されている状態とすること。

③デジタルによる地図をPDF等の文書ファイルで第三者へ提供する場合は、利用者以外の第三者が文書ファイルに格納された地図情報を編集（抽出）できないよう暗号化等のセキュリティ措置が施されている状態とすること。

④インターネット等のブラウザ上で公開する場合、地図が画像（ラスター）形式で保存できるものとするとともに、地形図がベクトルデータとしてダウンロード及びエクスポートされないこと。この場合において地図は、地形図のみ（いわゆる「白地図」）の状態が表示されないものに限る。

⑤前の①から④まで以外の方法で、第三者からの権利侵害防止が担保されているもの

条件5：転用したい者が、主題図を作成した者から利用許諾の承認を受けた上で、地形図部分について、新たに、東京都とミッドマップ東京へ利用申請を行うことにより、転用させることができます。この場合、地形図データを直接転用する者へ提供してはなりません。地形図データは必ずミッドマップ東京から提供を受けることとなります。また、利用内容によって利用内容に応じて使用料が別途必要となります。

条件6：転用したい者が、主題図を作成した者から利用許諾の承認を受けた上で、東京都とミッドマップ東京へ利用申請（有料）を行うことにより、転用させることができます。ただし、転用したい者が官公署等であり、内部利用（教育及び研究を含む）、無償刊行、無償公衆送信、無償外部掲示を行う場合には、使用料は無料です。

条件7：著作権法に基づく利用許諾の承認申請は不要です。ただし、二次的著作物に“東京都とミッドマップ東京が著作権者としての権利を有している”旨を明示しているか、又は申請者と貸与先との間で著作権者について双方確認する文書を別途取り交わした場合に限ります

条件8：教育成果及び研究成果の発表目的に限ります。

条件9：使用者は学校の職員及び学生に限定し、他の法人及び個人への貸与を禁止しています。

4-2 申請の適用

地形図の利用にあたっては、著作権法の利用許諾申請のほか、ご利用の内容により測量法に基づく公共測量成果の複製・使用承認が必要となります。測量法及び著作権法に基づく利用許諾の承認申請の適用は、表3のとおりとなっており、測量法に基づく複製・使用承認申請が適用されるものについては、東京都（測量計画機関）に対し、承認申請を行う必要があります。

また、地形図の二次的加工物（主題図）を刊行等及び貸与を行う際、二次的加工物の構造が、『地形図が分離できる状態であるもの』と、『地形図が分離できない状態であるもの』によって、許諾条件が異なります。

表3 測量法に基づく複製・使用承認申請及び著作権法に基づく利用許諾の承認申請の適用

区分	提供方法	測量法に基づく複製・使用承認申請	著作権法に基づく利用許諾の承認申請		
地形図及び複製物	内部利用	測量に該当する場合	複製		
		それ以外	—		
	刊行（測量の該当を問わず）	複製（条件1）	要（条件1）		
	第三者刊行（掲載を依頼する場合）	受け付けません（注）	受け付けません（注）		
	公衆送信（測量の該当を問わず）				
	外部掲示	—			
	第三者転用の許諾（上記の行為）	受け付けません（注）			
貸与	—				
地形図の二次的加工物	内部利用	測量に該当する場合	複製・使用		
		それ以外	—		
	刊行	測量に該当する場合	複製・使用（条件2）	要（条件2）	
		それ以外	不要（条件2・条件3）		
	第三者刊行（掲載を依頼する場合）	不要（条件2・条件3）			
	公衆送信	測量に該当する場合	複製・使用（条件2）		
		それ以外	不要（条件2・条件3）		
	外部掲示	—			
	第三者転用の許諾（上記の行為）	地形図部分について利用者以外の第三者からの申請が必要です			
	貸与	—	要（条件2）		
	二次的著作物	内部利用	測量に該当する場合	複製・使用	
			それ以外	—	
		刊行	測量に該当する場合	複製・使用	要
			それ以外	不要（条件3）	
第三者刊行（掲載を依頼する場合）		不要（条件3）			
公衆送信		測量に該当する場合	複製・使用		
		それ以外	不要（条件3）		
外部掲示		—			
第三者転用の許諾（上記の行為）	地形図部分について利用者以外の第三者からの申請が必要です				
貸与	—	不要（条件4）			

（注）地形図をそのまま刊行（第三者刊行を含む）及び公衆送信する行為は、原則「紙地図（白地図）の印刷販売事業」に影響を与えることから禁止しています。但し、東京都に隣接する地方自治体で、都市計画法に基づく都市計画基本図を作成する場合に限り、許可される場合があります。この場合の利用条件等については、別途、協議が必要です。

条件1：地形図を利用する者が、紙地図の刊行を事業として行う場合（ただし、ミッドマップ東京が紙地図事業を行わない場合に限る。）及び都に隣接する自治体が都市計画法に基づく都市計画基本図（地形図）を作成する場合に限り利用を認めます。この場合における利用の条件については、都及び事業者並びに申請者による個別協議を行い定めます。

条件2：第三者からの権利侵害に対して、適切な措置が執られており、ミッドマップ東京の確認を得ているものに限ります。

なお、権利侵害に対する適切な措置とは、以下のいずれかの措置とします。

- ①紙出力されたものであること。
- ②デジタルによる地図をCD又はDVDで第三者へ提供する場合は、データファイルに暗号処理を施し、かつ電子媒体自体に複製防止（いわゆる「コピーガード」）又は暗号化処理等が施されている状態とすること。
- ③デジタルによる地図をPDF等の文書ファイルで第三者へ提供する場合は、利用者以外の第三者が文書ファイルに格納された地図情報を編集（抽出）できないよう暗号化等のセキュリティ措置が施されている状態とすること。
- ④インターネット等のブラウザ上で公開する場合、地図が画像（ラスター）形式で保存できるものとするとともに、地形図がベクトルデータとしてダウンロード及びエクスポートされないこと。
この場合における地図は、地形図のみ（いわゆる「白地図」）の状態に表示されないものに限る。
- ⑤前の①から④まで以外の方法で、第三者からの権利侵害防止が担保されているもの

条件3 測量行為に該当しない二次的加工物を刊行及び公衆送信する場合には、測量法第44条第4項に基づき、出所の明示により可とします。

【出所の明示例】

「この地図は東京都縮尺1/2,500地形図（令和3年度版）を使用したものである。

（○○○○・△△△△）」

○○○○ 測量法に基づく複製使用承認番号

△△△△ 著作権法に基づく利用許諾承認番号

条件4：二次的著作物に、都とミッドマップ東京とが著作権者としての権利を有していることを明示しているか、又は申請者と貸与先との間で著作権者について双方確認する文書を別途取り交わしたものに限ります。

4-3 申請方法について

4-3-1 申請について

○国・地方自治体・学校が「地形図」を利用する場合は、「著作物の利用許諾承認申請書（様式1）」と「測量成果の複製・使用承認申請書（様式14）」による申請が必要です。

内部利用並びに刊行（第三者刊行を含む）、公衆送信及び外部掲示並びに貸与を行う場合には「著作物の利用許諾承認申請書（様式1）」による申請が必要となります。

また、著作権法の利用許諾申請のほか、測量法に基づく「測量成果の複製・使用承認申請書（様式14）」による申請が必要となります。

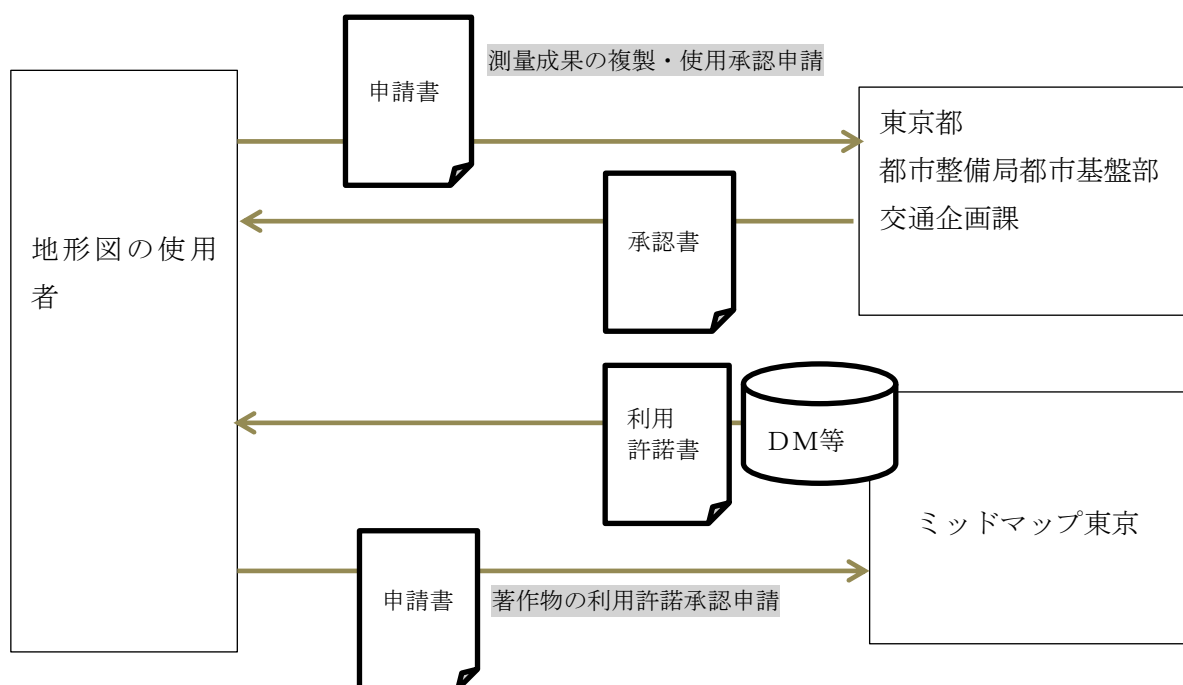


図1 申請とデータ管理のイメージ

※測量成果の複製・使用承認申請及び著作物の利用許諾承認申請の利用内容については、コールセンターでの事前審査を受けた後、測量法に基づく申請は都へ、著作権法に基づく申請はミッドマップ東京に申請に申請ください。

4-3-2 申請手続の流れ

各申請と地形図の提供に係る手順は、次のSTEP 1からSTEP 6の段階で行われます。手続の詳細については、図2に示す申請手続フローを参照願います。

STEP 1：申請書のダウンロード及び作成する地図の情報を入力します。

申請者は、第5. 「利用許諾条件」に明示される条件に同意の上、ミッドマップ東京のホームページ (<https://www.midmap-t.co.jp/>) からダウンロードした著作権法に基づく利用許諾及び測量法に基づく複製・使用承認申請のうち「著作物の利用許諾承認申請書（様式1）」と「測量成果の複製・使用承認申請書（様式14）」に必要事項を入力します。

STEP 2：事前審査

申請者は、申請の前に、著作権法及び測量法に基づく申請ともに必ずコールセンターによる入力内容の確認及び事前審査を受ける必要があります。

- (1) 必要事項を入力した申請書等は、メールに添付の上、コールセンターに送信してください。
- (2) コールセンターは、入力内容を確認の上、利用内容の確認を申請者宛に行います。その際、記入漏れ等あれば電話で修正を連絡します。
- (3) 入力内容に問題が無ければ、コールセンターは申請書を事前審査にかけます。
- (4) コールセンターで事前審査された内容（個人情報を含む）は、著作権法及び測量法の該当に関係なく、審査内容は全て「地形図」の共有著作権者である東京都へ報告します。

※ 事前申請を受けていない申請書を郵送等で送られてきた場合は、いかなる理由があっても受領することはできません。送られてきた郵便物は、一旦、申請者へ返送いたします。

STEP 3：「著作物の利用許諾承認申請書」の提出

- (1) 申請者は、コールセンターの事前審査を受け、正式版の提出を求められた後、「著作物の利用許諾承認申請書（様式1）」の1～2頁目は両面印刷、それ以外は片面印刷で出力しミッドマップ東京著作権担当係（共有著作権者）に提出してください。
- (2) 提出された「著作物の利用許諾承認申請書（様式1）」の写しは、共有著作権者である東京都へ提供されます。
- (3) ミッドマップ東京は、「著作物の利用許諾承認書（様式3）」を発行し、申請者宛に発送いたします。

STEP 3-2：「測量成果の複製・使用承認申請書」の提出

申請者は、コールセンターから「測量成果の複製・使用承認申請書」の正式版の提出を求められた場合には、「測量成果の複製・使用承認申請書（様式14）」を印刷し**返信用切手を同封の上**、東京都都市整備局都市基盤部交通企画課（測量計画機関）に提出していただきます。

STEP 4 : 複製・使用承認書、利用許諾承認書、地形図の発送

東京都は「測量成果の複製・使用承認書（様式 16）」を発行した後、申請者へ発送します。

ミッドマップ東京は、「測量成果の複製・使用承認書（様式 16）」の発行を東京都に確認した上で、「著作物の利用許諾承認書（様式 3）」を申請者へ発送します。

STEP 5 : 使用料・実費の支払

申請内容によって、使用料・実費の支払が必要な場合があります。

この場合には、地形図使用者とミッドマップ東京は、「使用料（有償刊行・有償公衆送信・有償外部掲示）に関する契約書（官公署等用）（様式31）」の締結を行います。

契約締結後、ミッドマップ東京からの「請求書（使用料・実費・補償金）（様式33）」に基づき、使用料・実費をお支払ください。

なお、お支払い方法及び書類について、所定の手続き方法及び書式がある場合は、あらかじめミッドマップ東京にご相談ください。

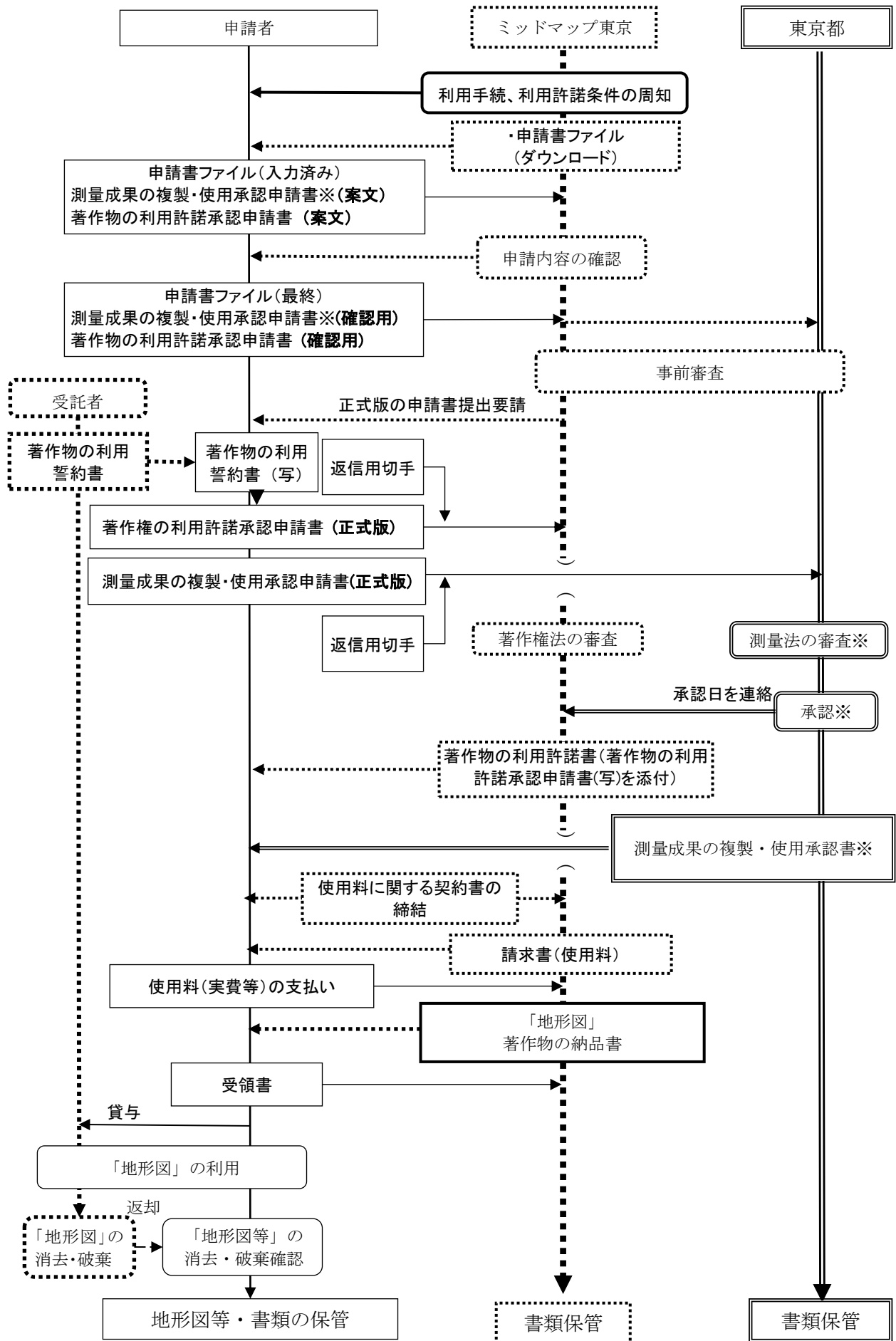
使用料・実費については、第 6. 「利用料金」をご覧ください。

STEP 6 : 「地形図」の利用（貸与と返却）

申請者は、「著作物の利用許諾承認書（様式 3）」及び「測量成果の複製・使用承認書（様式 16）」を受領した時点で、「地形図」を利用することが可能となります。

委託業務に関連して「貸与」を申請している場合は、地形図使用者から業務受託者へ貸与してください。

委託業務終了後、申請者は、業務受託者が確実に「地形図等」の破棄等を行ったことを、必ず確認を行う必要があります。



※: 測量法に基づく複製・使用承認が必要な場合

図2 申請手続フロー

4-3-3 「地形図」の提供について

ミッドマップ東京は、「著作物の利用許諾承認書（様式3）」の発行後、「地形図データファイル」の発送を行います。

○申請の集中による混雑について

データ納品は速やかに行う予定ですが、申請が集中することが予想されており、発送時期が若干遅れる場合もあります。あらかじめご了承のほどお願いします。

○「地形図」の受領確認について

- (1) データ納品の荷物と同封された「著作物の納品書」の記載内容と内容物を確認の上、同封の「著作物の受領証」をご返送ください。
- (2) 受領後30日以内の不具合に関しましては、「7-1 保証及び免責事項」をご覧ください。
- (3) 「地形図」においてデータファイルのコピー漏れ等の不具合が判明した場合は、適宜データ確認済のディスクと交換します
- (4) 受領後 30 日間を超過してしまった場合の不具合、当社の責による契約内容不適合以外の理由（紛失・破損等）でディスクの交換を行う場合については「6-5 実費」をご覧ください。

4-3-4 複数の利用（刊行、公衆送信及び外部掲示等）を同時計画している場合について

作成する地図が一つであるとともに、一つの部署で利用（管理）する場合に限り、異なる提供方法（刊行、公衆送信及び外部掲示）を同時（一度）に申請することが出来ます。

【同時申請の例】

- ・ハザードマップをA1版カラー製版で1,000部印刷し、また、同じ地図をPDFファイルに出力したものをホームページからダウンロードできる状態に置く場合
→ 刊行 と 公衆送信 の両方を選択の上、申請

4-3-5 シリーズものの刊行等を計画している場合について

次に掲げる地図に対しては、印刷用の版が異なるが一連の刊行物等として、まとめて1申請とすることが可能です。

【地図（エリア）別の版を作製するもの】

- ・同じ主題テーマかつデザインであるが、地区別（エリア別）の地図をまとめて刊行等を行うもの

例) ○○区観光マップ A地区版
○○区観光マップ B地区版
・・・ E地区版

【同じ背景図を使用し主題テーマ別に版を作製するもの】

- ・法律等に基づき作成する主題図で、使用する地形図は同じ範囲かつ同じ縮尺であるが主題情報が異なる一連の地図をまとめて刊行等を行うもの

例) ○○区都市計画図 用途地域図
○○区都市計画図 高度地区図
○○区都市計画図 風致地区図

【地理情報システムによる出力サービスに該当するもの】

- ・出力サービスなどに特化した単独のシステムによるもので、使用する地形図は同じであるが主題情報はその出力時点で最新のデータに更新されて出力（印刷及び画面表示並びにダウンロードを含む。）されるもの

原則、刊行や公衆送信の申請は、主題情報の更新により印刷版等が改訂された都度申請いただきますが、この出力サービスを目的とするシステムについては、システムの目的が主題情報を適宜更新することを前提に構築されるものであるため、シリーズものに該当するものとして取り扱います。

4-3-6 第三者へ地形図を貸与する場合について

第三者への地形図の貸与は、原則禁止されています。ただし、申請者が、委託業務として、第三者（以下「受託者」という。）に「地形図」を貸与する場合には、「著作物の利用誓約書（様式5）」の写しを申請書と一緒に提出することにより、貸与することが出来ます。

この場合、申請者は利用許諾承認申請の際に、受託者へ貸与する旨を記載するとともに、受託者から申請者宛に「著作物の利用誓約書（様式5）」を提出させ、その写しを申請書と一緒に提出いただきます。

4-3-7 利用許諾承認書の記載事項と異なる利用を行う場合について

利用許諾承認後に、申請内容と異なる利用を行う場合には、新たに申請手続が必要です。利用の内容によっては、使用料及び実費等の支払が必要な場合があります。

詳しくは、コールセンターへお問い合わせください。

【異なる利用となる事例】

- ・刊行のみで利用許諾を受けた地図を、市のホームページでPDFとしてダウンロードできる状況に置いた場合
- ・刊行で利用許諾承認を受けた地図が無くなった為、増刷する場合
- ・「○○市○○マップ」縮尺 1/5,000 という仕様で刊行の利用許諾を受けた地図を、同地図の一部を加工し、「△地区○○マップ」縮尺 1/1,000 として新たな地図として版を作成し、印刷する場合

4-3-8 情報ルームなどのコピーサービスの取り扱いについて

作成した二次的著作物を『情報公開コーナー』等で、来庁者が自由にコピー（有料）できる状況下に置く場合、又は、来庁者の求めにより職員が有償でコピーして提供する場合には、**有償刊行**として取り扱います。

原則、有償刊行の場合には、第6-3. 「使用料」の支払いが必要となりますが、コピーサービスに該当する場合には、使用料の支払いを免除いたします。コピーサービスについては、第2. 「定義（2-16）」をご覧ください。

大型プロッターなどによる出力サービスはコピーサービスには該当しません。

4-3-9 オンデマンド式出力サービスの取り扱いについて

作成した二次的著作物を、有償で来庁者の求めに応じて、オンデマンド出力できる状況下に置く場合、**有償刊行**として取り扱います。出力サービスについては、第2. 「用語の定義」（2-17）をご覧ください。

原則、有償刊行の場合には、第6-3. 「使用料」の支払いが必要となります。

5. 利用許諾条件

5-1 利用許諾条件

「地形図」の利用許諾には、次の（１）から（１９）の各事項が条件となります。

また、第7. 「保証及び免責・賠償等」に記載された事項についても、同意が必要です。

これら利用許諾条件と保証及び免責・賠償責任は、「著作物の利用許諾承認申請書（様式1）」の次ページにも同様に記載されていますので、全事項に同意のうえ、申請の手続き願います。

- （１）申請者は、都及びミッドマップ東京の著作権を侵害しないよう、適切に「地形図」を管理し、著作権の侵害があった場合には一切の責任を負うこと。
- （２）申請者は、測量法、著作権法その他の関連法令及び関連通達・規則・要綱等を遵守して利用すること。
- （３）申請者は、「地形図」を管理する管理責任者を定め、管理責任者以外の者の利用に対し、利用許諾条件について遵守するよう周知すること。
- （４）申請者は、著作権法に基づく「著作物の利用許諾承認申請書（様式1）」の記載内容の範囲内又は当該記載内容の趣旨目的の範囲内において利用するものとし、他の目的には利用しないこと。
- （５）申請者は、他の目的に利用する場合は、改めて著作権法に基づく「著作物の利用許諾承認申請書（様式1）」による利用申請を行い、ミッドマップ東京による承認を得ること。
- （６）申請者は、「地形図」のデッドコピー（第4次 東京都縮尺 1/2, 500 地形図更新事業で作成した成果品に対し、何ら手を加えずにまったく同じものを複製したものを）、刊行、第三者刊行、公衆送信又は外部掲示を行ってはならないこと。
- （７）申請者は、原則として、「地形図」とその複製物を、申請者以外の第三者に貸与することはできない。ただし、申請者が、委託業務として受託者に貸与する場合はこの限りでない。
この受託者に貸与する場合において、申請者は、次に掲げる全ての事項に対応しなければならないこと。
 - ア 申請者は、利用許諾の承認申請の際に受託者に対して貸与する旨を記載すること。
 - イ 申請者は、受託者から申請者宛に著作物の利用誓約書（様式5）を提出させ、その写しをミッドマップ東京に提出すること。
 - ウ 申請者は、委託業務終了後、受託者に対し「地形図」を返却させること。
 - エ 申請者は、受託者が取り込んだデータの消去及び複製物や加工物等の破棄を行わせ、これらについて履行確認をすること。
- （８）申請者が「地形図」の二次的加工物として、区域区分、地域地区、都市施設、市街地開発事業の施行区域その他の都市計画に定められた区域図を作成する場合には、あらかじめ東京都都市整備局の関係課と協議すること。
- （９）申請者が「地形図」を活用して測量し、公共測量の成果として国土地理院へ提出する場合には、「地形図」と新規に測量した部分とを重ねた（合成した）ものを提出してはならないこと。

- (10) 申請者は、「地形図等」を内部利用、刊行、第三者刊行、公衆送信又は外部掲示をする場合には、申請者以外の者が「地形図」について入手できない状況にするとともに、自由に複製（再生）・加工・改変できない処置を講ずること。刊行物の紙面上（公衆送信の場合は画面上、外部掲示の場合は掲示物上）に、著作権法に基づく利用許諾の承認及び測量法に基づく複製・使用承認を受けたものは次の出所を明示すること。「この地図は東京都縮尺 1/2, 500 地形図（令和 3 年度版）を使用したものである（承認番号・許諾番号）。」
- (11) 申請者は、「地形図」の二次的加工物を刊行、第三者刊行、公衆送信又は外部掲示する場合には、その著作物をミッドマップ東京に閲覧又は提供すること。当該二次的加工物が看板、模型等で、ミッドマップ東京に閲覧又は提供することが困難な場合には、写真などその内容が分かる資料を提出すること。
- (12) 申請者は、「地形図」の利用により使用料が発生する場合には、ミッドマップ東京へその対価を支払うこと。この場合において、申請者とミッドマップ東京は使用料の支払に関する契約を別途締結（様式 31）すること。
- (13) 申請者は、「地形図」を紛失又は破損した場合には、速やかにミッドマップ東京に文書でその旨を届けること。この場合において、「地形図」の再提供を求める場合には、申請者は再提供に係る実費をミッドマップ東京へ支払うこと。
- (14) 申請者は、申請者以外の第三者から当該地図の利用について許諾の申出を受けた場合には速やかにミッドマップ東京へ報告するとともに、当該第三者に都とミッドマップ東京の利用許諾の承認が必要なことを伝えること。
- (15) 申請者が著作権法に基づく補償金に該当する行為を行う場合は、文化庁が定める使用教科書等の掲載補償金額に基づき都とミッドマップ東京で協議した結果の額を支払わなければならない。
- (16) 申請者が申請者以外の第三者から著作権法に基づく補償金に該当する利用の依頼を受けた場合には、速やかにミッドマップ東京へ報告するとともに、当該第三者に原著作権者が都とミッドマップ東京であり補償金（文化庁が定める使用教科書等の掲載補償金額に基づき都とミッドマップ東京で協議した結果の額）の支払が必要であることを伝えること。
- (17) 申請者は、「地形図」の利用を中止する場合には、「地形図等」の全ての書類について、ミッドマップ東京への返却又は消去を実施すること。
- (18) 申請者は、利用許諾の承認条件のいずれかの事項に違反し、かつ速やかにその是正を行わない場合には、利用許諾の承認を全て取り消され、これにより生じた都とミッドマップ東京の損害については、申請者が全て負担するとともに、「地形図等」の全ての書類について、ミッドマップ東京への返却又は消去を実施すること。
- (19) 申請者は、著作権法に基づく利用許諾の承認に伴う権利義務又はその地位を、申請者以外の第三者へ譲渡し、又は担保に供してはならないこと。

5-2 第三者へ二次的加工物を提供する際の注意事項

申請者以外の第三者へ、作成した二次的加工物を提供する際には、第三者からの権利侵害に対して、適切な措置が執られており、ミッドマップ東京の確認を得ている必要があります。

なお、権利侵害に対する適切な措置とは、以下に示す何れかの方法としています。

- ① 紙出力されたものであること。
- ② デジタルによる地図でCD及びDVD並びにHDDで第三者へ提供する場合は、電子媒体自体に複製防止（いわゆる「コピーガード」）、及び暗号化処理等が施されている措置が施されている状態とすること。
- ③ デジタルによる地図でPDF等の文書ファイルで第三者へ提供する場合は、利用者以外の第三者が文書ファイルに格納された地図情報を編集（抽出）できないよう暗号化等のセキュリティ措置が施されている措置が施されている状態とすること。
- ④ インターネット等のブラウザ上で公開する場合、地図が画像（ラスター）形式で保存できるものにするるとともに、地形図がベクトルデータとしてダウンロード及びエクスポートされないこと。この場合において、地図は、地形図のみ（いわゆる「白地図」）の状態が表示されないものに限る。
- ⑤ 上記の①から④までの方法以外で、第三者からの権利侵害防止が担保されているもの。

5-3 「地形図」と「主題情報」が分離できないものとは

「地形図等」をベクトルデータの状態で公開することは、著作権の権利として禁止しています。

作成した二次的加工物（主題図）をPDF等の文書ファイルで公開及びインターネット等でダウンロードさせる場合には、背景図である地形図だけをデジタル的に抜き取れないように、背景図（地形図）と主題情報（上に重ねる文字や図形）をあらかじめ一つの画像に合成した上で文書ファイルに出力するか、又は文書ファイル変換ソフトの機能で、コピー禁止などのセキュリティ設定を行うなどの対応を行う必要があります。

5-4 利用許諾承認の取消し

5-4-1 利用許諾の承認取消しされる行為とは

次の各号に該当する場合には、ミッドマップ東京は利用許諾の承認取消しを行います。

- (1) 申請者が、ミッドマップ東京に対し、「著作物の利用中止申請書（様式9）」により、著作物の利用の中止を申し出た場合
- (2) 申請者が、利用許諾条件のいずれかの条項に違反し、かつ、ミッドマップ東京による「著作物の利用許諾承認取消通知（是正要請）書（様式11）」の通知後15日以内に改善が行われない場合

5-4-2 利用許諾の承認取消手続

- (1) ミッドマップ東京は、申請者から「著作物の利用中止申請書（様式9）」を受領した場合には、申請者に確認の上、申請者宛に「著作物の利用中止受諾書（様式10）」を発送いたします。
- (2) ミッドマップ東京は、「著作物の利用許諾承認取消通知（是正要請）書（様式11）」の通知後に改善が申請者に認められない場合には、「著作物の利用許諾取消書（様式12）」を、申請者宛に発送いたします。
- (3) 申請者は、「著作物の利用中止受諾書（様式10）」又は「著作物の利用許諾取消書（様式12）」を受領後、すみやかに書面に記載された期日までに、申請者の施設及び場所内にあるパーソナルコンピューター・サーバ等の電子記録媒体に記録された「地形図」を消去及び同複製物や加工物等の破棄を行い、「著作物の破棄等確認書（様式13）」をミッドマップ東京へ提出いただきます。
- (4) ミッドマップ東京は、「著作物の破棄等確認書（様式13）」の内容に基づき、申請者の施設に対し、当該破棄等に関することを確認するため、管理者の同意の上、調査要請を行う場合があります。

6. 利用料金

6-1 利用料金に関する基本事項

「地形図」の利用料金に関する基本的な算定の考え方は次のとおりです。

- (1) 利用料金は、原則、1 主題図に対し、その利用目的（利用区分）ごとに、その利用範囲に応じた使用料、補償金及び実費を合計し算定します。
- (2) 料金単位は、1 刊行物、1 公衆送信又は1 外部掲示（以下「1 刊行物」という。）とします。同じ主題図を刊行と同時に公衆送信或いは外部掲示するものは、別々に利用料金を計上します。
- (3) 同じ主題図をエリア別に分割して別々に印刷するものは、一連の大きな主題図であるものとして、1 刊行物として取り扱います。
- (4) 主題情報が異なる主題図であるが、1 枚又は1 冊として刊行されるものは、1 刊行物として取り扱います。
- (5) 刊行物の内容を一部改編し、新たな版として刊行する場合には、変更の度合いに関係なく、新たに利用申請を行わせると共に、使用料を請求します。

6-2 地形図の利用料金

使用料等の請求及び利用の制限の詳細は、表4に示すとおりです。

表4 利用料金の適用範囲

著作物		利用区分	使用料	補償金（注）	実費
地形図	①「数値地形図データファイル及び説明書（図名表）」 ②「構造化データファイル及び説明書（図名表含む）」	公共目的 ・内部利用（学校の場合、教育利用及び研究利用に限定） 〔 著作権者としての権利を侵害される恐れのある利用を除きます。 〕	無料	有料 文化庁が定めた金額	有料
	地形図の二次的加工物	公共目的 ・内部利用（学校の場合、教育利用及び研究利用に限定） ・無償刊行 ・無償公衆送信 ・無償外部掲示 〔 著作権者としての権利を侵害される恐れのある利用を除きます。 〕	無料	有料 文化庁が定めた金額	—
		公共目的以外 ①官公署等（学校の教育利用及び研究利用） ・有償刊行 ・第三者刊行 ・有償公衆送信 ・有償外部掲示 ②学校の教育利用以外並びに研究利用以外 ・内部利用 ・刊行 ・第三者刊行 ・公衆送信 ・外部掲示	有料	有料 文化庁が定めた金額	—

（注）著作権法に基づく補償金の支払いに該当する行為を行う場合

※公共目的とは、国、地方公共団体の内部利用並びに無償の刊行・公衆送信並びに学校教育法第1条及び第2条に規定する学校の教育利用並びに研究利用をいいます。なお無償の外部掲示については、公共目的として取り扱います。

注意 学校の教育利用以外並びに研究利用以外の目的の場合は、民間の利用料金が適用されます。利用の手引（民間編）を参照願います。

6-3 使用料

官公署等の「地形図」の利用に係る利用料金は次のとおりとします。

公共目的（内部利用並びに無償の刊行・公衆送信・外部掲示）

「地形図」及び「電子地図（地形図画像）」の利用許諾の承認に際し、利用者が公共目的又は無償の外部掲示で無償利用する場合には、使用料については免除します。

公共目的以外（有償刊行、有償公衆送信又は有償外部掲示）

東京都以外の官公署等が、公共目的以外（有償刊行、有償公衆送信及び有償外部掲示）である場合、1行政区画当たりの使用料は、1版・利用方法（刊行、公衆送信及び外部掲示）当たり、次の金額とします。

使用料（消費税別）＝52,500円

コピーサービス

コピーサービスによる有償刊行の場合には、使用料は免除します。

出力サービス（オンデマンド式）

出力サービスによる有償刊行の場合には、年間の更新頻度及び更新面積に関係なく次式により算出するものとします。

使用料（消費税別）＝52,500円／年間・システム

ただし、出力サービスのうちその料金が、コピーサービスの料金と同等の場合には、使用料は免除します。

第三者刊行

第三者刊行で、当該刊行物が公共目的以外の場合は、掲載料の有償無償に関係なく、1版・利用方法（1刊行物）当たり次式により算出するものとします。

ただし、既に利用者がミッドマップ東京に対し有償刊行等の利用許諾の承認を得ている刊行物等を使用する場合には、再申請は必要であるが対価は支払済みとして使用料を免除します。

また、当該刊行物が公共目的の場合は、使用料を免除します。

使用料（消費税別）＝52,500円

他の官公署等が作成した主題図の転用

申請者以外の官公署等が作成した主題図を転用する場合、公共目的以外であれば、1版・利用方法（1刊行物）当たり、次式により算出するものとします。

なお、転用する目的が公共目的の場合は、使用料を免除します。

使用料（消費税別）＝52,500円

刊行物の増刷を行う場合

刊行物の増刷を行う場合は、再申請としますが、追加費用は免除します。

6-4 補償金

利用者が、「地形図」及びそれらの二次的加工物について著作権法に定める補償金の支払いに該当する行為を行う場合には、著作権法第33条の2第2項の規定及び第71条により文化庁が定める使用教科書等の掲載保証金額に基づき、都とミッドマップ東京とで協議した結果の額を請求します。

また、利用者が利用者以外の第三者により、「地形図」及び「電子地図（地形図画像）」並びにそれらの二次的加工物について利用の依頼等を受けた場合には、ミッドマップ東京に速やかに連絡するとともに、利用者以外の第三者に、原著作権者が都とミッドマップ東京とであることを伝えなければならないものとします。その際の補償金の額については上記と同様とします。

著作権法

（教科用図書等への掲載）

第三十三条 公表された著作物は、学校教育の目的上必要と認められる限度において、教科用図書（小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校その他これらに準ずる学校における教育の用に供される児童用又は生徒用の図書であつて、文部科学大臣の検定を経たもの又は文部科学省が著作の名義を有するものをいう。以下同じ。）に掲載することができる。

2 前項の規定により著作物を教科用図書に掲載する者は、その旨を著作者に通知するとともに、同項の規定の趣旨、著作物の種類及び用途、通常の使用料の額その他の事情を考慮して文化庁長官が毎年定める額の補償金を著作者者に支払わなければならない。

3 文化庁長官は、前項の定めをしたときは、これを官報で告示する。

4 前三項の規定は、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通信教育用学習図書及び教科用図書に係る教師用指導書（当該教科用図書を発行する者の発行に係るものに限る。）への著作物の掲載について準用する。

（教科用拡大図書等の作成のための複製等）

第三十三条の二 教科用図書に掲載された著作物は、視覚障害、発達障害その他の障害により教科用図書に掲載された著作物を使用することが困難な児童又は生徒の学習の用に供するため、当該教科用図書に用いられている文字、図形等の拡大その他の当該児童又は生徒が当該著作物を使用するために必要な方式により複製することができる。

2 前項の規定により複製する教科用の図書その他の複製物（点字により複製するものを除き、当該教科

用図書に掲載された著作物の全部又は相当部分を複製するものに限る。以下この項において「教科用拡大図書等」という。)を作成しようとする者は、あらかじめ当該教科用図書を発行する者にその旨を通知するとともに、営利を目的として当該教科用拡大図書等を頒布する場合にあつては、前条第二項に規定する補償金の額に準じて文化庁長官が毎年定める額の補償金を当該著作物の著作権者に支払わなければならない。

3 文化庁長官は、前項の定めをしたときは、これを官報で告示する。

4 障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律（平成二十年法律第八十一号）第五条第一項又は第二項の規定により教科用図書に掲載された著作物に係る電磁的記録の提供を行う者は、その提供のために必要と認められる限度において、当該著作物を利用することができる。

（学校教育番組の放送等）

第三十四条 公表された著作物は、学校教育の目的上必要と認められる限度において、学校教育に関する法令の定める教育課程の基準に準拠した学校向けの放送番組又は有線放送番組において放送し、若しくは有線放送し、又は当該放送を受信して同時に専ら当該放送に係る放送対象地域（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第九十一条第二項第二号に規定する放送対象地域をいい、これが定められていない放送にあつては、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第十四条第三項第二に規定する放送区域をいう。以下同じ。）において受信されることを目的として自動公衆送信（送信可能化のうち、公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することによるものを含む。）を行い、及び当該放送番組用又は有線放送番組用の教材に掲載することができる。

2 前項の規定により著作物を利用する者は、その旨を著作者に通知するとともに、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

～略～

（試験問題としての複製等）

第三十六条 公表された著作物については、入学試験その他人の学識技能に関する試験又は検定の目的上必要と認められる限度において、当該試験又は検定の問題として複製し、又は公衆送信（放送又は有線放送を除き、自動公衆送信の場合にあつては送信可能化を含む。次項において同じ。）を行うことができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2 営利を目的として前項の複製又は公衆送信を行う者は、通常の使用料の額に相当する額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

6-5実費

「地形図」の提供にかかる実費は次のとおりとします。

○「数値地形図データファイル及び同説明書」及び「構造化データファイル及び同説明書」の提供に対し、表5に示す実費を請求します。

表5 実費価格表

規格	数量	単位	単価（円） （消費税を除く。）
1～6 図郭まで	1	式	12,000-
7～30 図郭まで	1	式	26,000-
31～300 図郭まで	1	式	52,000-
301～600 図郭まで	1	式	103,000-
601 図郭～東京都全域	1	式	154,000-

○利用者の責めに帰すべき理由により紛失又は破損したことを理由に、「地形図」の再提供を求めた場合には、表5の実費を請求します。

7. 保証及び免責・賠償等

ミッドマップ東京は、「地形図」について、申請者に対する保証及び免責・賠償責任等について、次のように取り扱います。

なお、以下の内容については、「著作物の利用許諾承認申請書（様式1）」の利用許諾条件に明記しています。

7-1 保証及び免責事項

(1) ミッドマップ東京は、「地形図」について何らかの障害又は異常がある旨の連絡を申請者から受け、契約不適合と認められる場合には、申請者の「地形図」受領後30日までに、速やかに当該契約不適合箇所の修復を行います。

ただし、当該契約不適合が次の場合については保障の対象から除外します。

ア 「地形図」を変更又は加工したことによるものである場合

イ 利用許諾条件に遵守せず、「地形図」を利用した場合

ウ 契約不適合が軽微な内容である場合

(2) ミッドマップ東京は、「地形図」が申請者の利用目的に適合すること、又はデータが網羅的であることについて保証するものではありません。

(3) ミッドマップ東京は、「地形図」が実際の地形、地物、名称等と完全に一致することを保証するものではありません。

7-2 賠償責任

(1) ミッドマップ東京の申請者に対する損害賠償責任は、申請者が直接被った現実の通常損害に限定し、申請者がミッドマップ東京へ「地形図」の対価として既に支払った額を超えないものとします。

(2) 申請者が利用許諾の承認条件を遵守せず、問題が発生した場合には、申請者は自己の費用と責任において係る問題を解決するとともに、都とミッドマップ東京に何等の迷惑又は損害を与えないものとします。

(3) 申請者が「地形図」に関する都とミッドマップ東京の著作権を侵害した場合、又は(2)において東京都とミッドマップ東京に損害を与えた場合には、申請者が東京都とミッドマップ東京に対して損害賠償責任を負うものとします。

7-3 紛争処理

ミッドマップ東京が裁判訴訟を行う場合には、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

以上

別紙1 様式集

本「利用の手引」に基づく様式は下表のとおりです。

様式番号	様 式 名	作成者
地形図 著作権法に基づく利用許諾の承認		
1	著作物の利用許諾の承認申請書	申請者
3	著作物の利用許諾承認書	ミッドマップ東京
5	著作物の利用誓約書	申請者（貸与先）
7	著作物の納品書	ミッドマップ東京
8	著作物の受領書	申請者
9	著作物の利用中止申請書	申請者
10	著作物の利用中止受諾書	ミッドマップ東京
11	著作物の利用許諾承認取消通知（是正要請）書	ミッドマップ東京
12	著作物の利用許諾承認取消書	ミッドマップ東京
13	著作物の破棄等確認書	申請者
地形図 測量法に基づく利用許諾承認		
14	測量成果の複製・使用承認申請書	申請者
16	測量成果の複製・使用承認書	都
利用料金		
31	使用料（有償刊行・有償公衆送信・有償外部掲示）に関する契約書（官公署等用）	ミッドマップ東京 申請者
33	請求書（使用料・実費・補償金）	ミッドマップ東京

※ 官公署等の方の申請に該当する様式のみ掲載しております。

※ ミッドマップ東京のホームページに掲載されていない様式は、当社までお問い合わせください。